

令和元年10月1日から



3歳児から5歳児までの幼稚園・認可保育所・認定こども園
等を利用する子どもの保育料等が**無償化**されます

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園・認可保育所・認定こども園等

【対象者・利用料】

- **3歳児から5歳児までの全ての子ども**の保育料が無償化
- **0歳児から2歳児までの子ども**は、**住民税非課税世帯**が対象
 - ◆無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。幼稚園・認定こども園の**教育利用**の子どもは、3歳になった日（**満3歳児**）から無償化の対象です。
 - ◆副食（おかず・おやつ等）の費用は保護者負担となります。年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子の子ども(※)については、副食の費用が免除されます。
※幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生、認可保育所・認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第3子以降の子どもを指します。

【対象施設・事業】

- **幼稚園・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(※)**
企業主導型保育事業

※地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園・認定こども園（教育利用）の預かり保育

【対象者・利用料】

- **保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子ども**の預かり保育利用料が、**月額11,300円(※)まで無償化**
 - ※利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限は450円）
 - ◆住民税非課税世帯の満3歳児の子どもは、月額16,300円まで無償化
 - ◆住民税課税世帯の満3歳児の預かり保育利用料は、無償化の対象にはなりません。

ポイント 市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります

認可外保育施設等

【対象者・利用料】

○ 保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化

- ◆ 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもは月額42,000円まで無償化
- ◆ 認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

【対象となる施設・事業】

○ 認可外保育施設(※)・一時預かり事業・病児保育事業
ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。

ポイント 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

(金額：月額上限額)

	認可保育所・認定こども園(2・3号)等	認定こども園(1号)		幼稚園(国立大附属幼稚園含む)		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 (3歳になった後、最初の4月から小学校入学までの3年間)	○	○	○(※) (11,300円)	○ (25,700円) (附属8,700円)	○(※) (11,300円)	○(※) (37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	/	○	×	○ (25,700円)	×	/
0～2歳児 (住民税非課税世帯)	○	※無償化にあたり「保育の必要性の認定」が必要です				○(※) (42,000円)

「保育の必要性の認定」とは？

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合
(※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育(2号)から教育(1号)へ変更申請した児童を除く)



問い合わせ先：加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階)

TEL: 0795-43-0546